

# 福岡県公報

平成19年6月22日  
第2693号

## 目次

告示(第1236号 - 第1246号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
平成19年度定期自動車税収納業務の委託	(税務課)	.....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	.....	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	.....	5
公 告			
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	.....	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	6
平成20年度福岡県農業大学の学生及び研修生の募集	(農業技術課)	.....	9
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	.....	11
監 査 委 員			
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....	12
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	.....	14

## 告 示

福岡県告示第1236号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
豊 前 県 道	吉 富 港 線		前	築上郡吉富町大字小犬丸469番2先から同郡同町大字広津460番1先まで	6.4 ~ 21.3	1,306.8	うち県道中津吉富線重用延長 227.8メートル
			後	同上	6.4 ~ 21.3	1,306.8	うち県道中津吉富線重用延長 227.8メートル
			後	築上郡吉富町大字広津1051番1先から同郡同町大字広津460番1先まで	11.5 ~ 51.0	1,638.0	うち県道中津豊前線重用延長 807.3メートル

福岡県告示第1237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊 前	県 道	中 吉 津 富 線	前	築上郡吉富町大字広津848番1先から 同郡同町大字直江216番2先まで	13.0 ~ 34.0	227.5
			後	同上	13.0 ~ 70.0	227.5
豊 前	県 道	中 豊 津 前 線	前	築上郡吉富町大字広津741番4先から 同郡同町大字広津860番1先まで	12.5 ~ 25.0	217.0
			後	同上	13.0 ~ 45.0	217.0
豊 前	県 道	山 吉 内 富 線	前	築上郡吉富町大字鈴熊51番2先から 同郡同町大字鈴熊66番1先まで	12.0 ~ 15.5	142.0
			後	同上	12.5 ~ 21.0	142.0

福岡県告示第1238号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787 - 1、3787 - 9、3787 - 19、3787 - 84、3787 - 85

、3787 - 87及び3787 - 88、若久町3丁目17 - 13（第8工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町富久町1 - 19 - 1

苅田町長 吉廣 啓子

福岡県告示第1239号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市横隈字外浦1558 - 17から1558 - 20まで、1559 - 5、1559 - 6、1559 - 11、1559 - 12、1560 - 1、1560 - 6、1560 - 7、字下内畑1818 - 5、1818 - 24、1818 - 25、字中内畑1819 - 3及び1805 - 4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小都市三沢2964 - 7

山光建設有限会社 代表取締役 山下 光俊

福岡県告示第1240号

平成19年度定期自動車税収納業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 委託する税目

平成19年度定期自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名 称	住 所	委託内容

株式会社セントラルファイナンス	名古屋市中区錦3丁目20番27号	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8号	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町9番1号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番1号	同上
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	同上
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木1丁目8番7号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	同上

3 委託した日

平成19年4月16日

4 収納取扱期間

平成19年4月16日から平成20年3月31日まで

福岡県告示第1241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ福岡空港東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル福岡空港店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字カジ546番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
--------	-------	-----	-------	----	----------	----------	----

朝倉	一般道	386号	前	朝倉市宮野2110番3先から朝倉郡筑前町久光1293番1先まで	7.4 ~ 27.0	10,545.2	うち福岡日田線重用延長10,545.2メートル
			前	同上	7.9 ~ 116.5	11,817.2	うち福岡日田線重用延長11,817.2メートル
			前	同上	14.6 ~ 116.5	11,976.8	うち福岡日田線重用延長5,762.1メートル
			後	同上	7.9 ~ 116.5	11,817.2	うち福岡日田線重用延長11,817.2メートル
			後	同上	14.6 ~ 116.5	11,976.8	うち福岡日田線重用延長5,762.1メートル

福岡県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米立花線	前	久留米市藤山町1011番18先から同市藤山町1532番2先まで	6.8 ~ 10.6	360.0
			後	同上	8.5 ~ 18.5	360.0
久留米	県道	三潯陽線	前	久留米市三潯町田川103番1先から同市三潯町田川150番1先まで	6.8 ~ 7.0	114.4
			後	同上	6.9 ~ 12.4	114.4
久留米	県道	上高橋善導寺線停車場	前	三井郡大刀洗町今113番2先から同郡同町中川2044番先まで	5.0 ~ 6.4	170.0
			後	同上	5.0 ~ 30.4	160.0
柳川	県道	若津港線	前	大川市大字小保633番4先から同市大字小保165番3先まで	15.0 ~ 18.0	95.0
			後	同上	15.0 ~ 18.0	95.0
			後	同上	10.0 ~ 12.0	110.0

福岡県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年6月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市山田2267番5先から 同市山田2184番先まで
久留米	三潯 上陽線	久留米市三潯町田川103番1先から 同市三潯町田川150番1先まで
柳川	若津港線	大川市大字小保633番4先から 同市大字小保165番3先まで

福岡県告示第1246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
中元寺土地改良区	平成19年6月12日

## 公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

遠隔地警察署登録端末等機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を

- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
  - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
  - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
  - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
  - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
  - ク 営業概要表（様式第5号）
  - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
  - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
  - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
  - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

- ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
  - イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
  - ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成19年7月20日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。
- 
- 公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。
- 平成19年6月22日
- 福岡県知事 麻 生 渡
- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
- 遠隔地警察署登録端末等機器賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
- 入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年8月1日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

13	08	リース・レンタル	AA、A
----	----	----------	------

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年6月22日（金）から平成19年7月31日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成19年8月1日（水）午後6時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年8月2日（木）午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部視聴覚室（地下1階西側）

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

### (1) Articles and Quantity

Long term leasing contract for remote computer terminals and peripheral devices for facilitating Motor Vehicle Driver's License renewal in outlying regions

### (2) Time Limit of Tender

6:00 PM on August 1, 2007

### (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2243)

## 公告

平成20年度福岡県農業大学の学生及び研修生を次のように募集する。

平成19年6月22日

福岡県農業大学校長 山崎茂美

## 第1 養成科

### 1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	15人
		花 き	10人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

### 2 修業年限 2年

## 3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

### (1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成20年3月卒業又は修了見込みの者を含む）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成20年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者。

イ 志操堅固で身体強健な者で次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

### (2) 試験

試験は、一般入学試験及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

#### ア 一般入学試験

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時		科 目 等	場 所
平成20年1月21日 (月曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時40分～ 午前11時40分	数学（数学）	
	午前11時50分～ 午後0時50分	公民（現代社会）、理科 （理科総合B）及び農業 （農業科学基礎）のうち いずれか一科目を選択	
	午後1時30分～	面接	

(ウ) 受験手続及び受付期間

- a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先  
福岡県農業大学校（郵便番号818 0004 筑紫野市大字吉木767 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農政部農業技術課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）  
郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの）を必ず同封すること。
- b 受験の申込方法
- (a) 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。
- i 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部
  - ii 健康診断書
  - iii 農業経営規模調書（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの） 各1部
- (b) 受験手数料は、無料とする。
- c 受付期間
- (a) 受験申込みの受付期間は、平成19年12月10日（月曜日）から平成20年1月9日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。
- (b) 郵便による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成20年1月9日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (エ) 合格者の発表  
一般試験合格者の受験番号を平成20年1月25日（金曜日）午前9時に福岡県農業大学校に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。
- イ 推薦入学試験
- (ア) 募集定員 20人
- (イ) 推薦の要件  
次に掲げる基準のいずれにも該当する者であること。

- a 福岡県内の高等学校に在学する者又は他県の高等学校に在学している県内居住者で、平成20年3月卒業見込みの者
- b 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任をもって推薦できる者
- c 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- d 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、就農を志す者
- (ウ) 日時、方法及び場所

日 時		方 法	場 所
平成19年11月27日 (火曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	小論文	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時40分～	面接	

- (エ) 受験手続及び受付期間
- a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先一般入学試験に同じ。
- b 受験の申込方法  
所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。
- i 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部
  - ii 健康診断書
  - iii 農業経営規模調書（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの） 各1部
  - iv 在籍する高等学校長の推薦書（様式は自由とする。）
- c 受付期間
- (a) 受験申込みの受付期間は、平成19年10月22日（月曜日）から同年11月12日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。
- (b) 郵便による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成19年11月12日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (オ) 合格者の発表

合否は、平成19年11月30日（金曜日）までに推薦学校長を経由して本人に通知するほか、合格者の受験番号を福岡県農業大学校に掲示する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、改めて一般入学試験を受験することができる。

4 在学中に行う研修等

- (1) 大型特殊自動車（農耕用）、けん引自動車（農耕用）、農業機械士、危険物取扱者（乙種4類）、毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、アーク溶接技能、ボイラー取扱技能、フォークリフト技能、小型建設機械技能等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。
- (2) 卒業後公務員になる場合は、修業年限2年の短期大学卒業者と同様の取扱いが受けられる。

第2 研修科

1 募集定員

コース名	対 象 品 目	研修生数
野菜コース	施設（イチゴ、トマト、ナス）	10名程度
花コース	施設（切り花（キク）、花壇苗）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）
- (2) 研修開始 4月又は8月（年2回）

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内に居住し農業を志す者
- (3) 福岡県内での就農を希望する者
- (4) 福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定

就農者及びこれに準ずる者

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 応募期間は、平成19年12月6日（木曜日）から平成20年2月13日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず配達記録郵便とし、平成20年2月13日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成20年2月28日（木曜日）

(3) 研修生の決定

平成20年3月7日（金曜日）

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
- (2) 健康診断書

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、第2の1の対象品目の生産管理及び出荷販売実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 講義及び資格取得研修の受講

公告

行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部児童家庭課に備え置きます。

平成19年6月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を公募しなかった理由

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の制定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等に伴い、費用徴収の対象外とする世帯に、社会福祉施設に措置された児童（者）に障害児施設を利用する児童（措置児童を除く。）のいる世帯を加える等、納付すべき金銭の額の算定の基礎となるべき金額等について定めるものであるため

2 規則の公布日

平成19年6月22日

監 査 委 員

監査公表第5号

商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施した定期監査結果の報告（平成19年3月26日付18監二第789号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年6月22日

福 岡 県 監 査 委 員 工 藤 壽 文  
同 進 谷 庸 助  
同 伊 藤 龍 峰  
福岡県監査委員職務執行者 後 藤 元 秀

19 経金第26号  
平成19年4月16日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍峰 殿  
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年3月26日付18監二第789号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡商工事務所	高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、38,304,700円増加している。	<p>高度化資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が前年に比べて増加していることにつきましては、経営状況の悪化により約定償還ができない状態となっているもので、この貸付先につきましては、中小企業育成の観点から、事業の再建を最優先に考え、その中で償還可能な額を償還させているものですが、今後、再建可能性を見極めたうえで、毎年の償還額の見直しについて国と協議を行います。</p> <p>また、高度化資金の運用について、事前の調査や期中における指導管理、倒産後の債権管理を適正に行い、収入未済の解消に努めてまいります。</p>
北九州商工事務所	高度化資金貸付金償還金の収入未済額が前年度に比べて、41,349,192円増加している。	<p>高度化資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が前年に比べて増加していることにつきましては、経営状況の悪化により約定償還ができない状態となっているもので、この貸付先につきましては、中小企業育成の観点から、事業の再建を最優先に考え、その中で償還可能な額を償還させているものですが、今後、再建可能性を見極めたうえで、毎年の償還額の見直しについて国と協議を行います。</p> <p>また、高度化資金の運用については、事前の調査や期中における指導管理、倒産後の債権管理を適正に行い、収入未済の解消に努めてまいります。</p>

---

監査公表第8号

保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施した定期監査結果の報告（平成19年2月26日18監一第625号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年6月22日

福岡県監査委員 工藤 壽文  
同 進谷 庸助  
同 伊藤 龍峰  
福岡県監査委員職務執行者 後藤 元秀

19保福第719号  
平成19年5月31日

福岡県監査委員 藤 壽 文 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
福岡県監査委員職務執行者 後 藤 元 秀 殿

福岡県知事 麻 生 渡  
(保健福祉部保健福祉課)

監査結果に係る措置について（通知）

平成19年2月26日18監一第625号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
粕屋新光園	収入において、児童福祉施設措置受託金で6件（2,810,750円）の調定が31日～92日遅延している。	今後、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
兼手保健福祉環境事務所	収入において、生活保護費返還金で収入未済額が前年度に比べて23,502,725円増加している。	文書の送付や電話等による指導を行うとともに、債権回収員による訪問等による返還指導を行い、債権の回収に努めてまいります。
田川保健福祉環境事務所	収入において、生活保護費返還金で収入未済額が前年度に比べて14,553,013円増加している。	文書の送付や電話・訪問による督促を行うとともに、廃止ケースについては、個別の催告記録を整理し、債権回収員による訪問を行っております。 今後、債権回収員の活用を図り、債権の回収に努めてまいります。
筑紫保健福祉環境事務所	収入において、産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料で領収証紙1件（81,000円）が消印漏れとなっている。  支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、70,118円（3件）が支給過不足となっている。	平成18年11月16日に消印しました。 今後、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。  支給過不足については、平成19年2月20日までに返還決定等所要の措置を講じております。 今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。

<p>粕屋保健福祉環境事務所</p>	<p>支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、170,149円(18件)が支給過不足となっている。</p>	<p>支給過不足については、平成19年3月5日までに返還決定等所要の措置を講じております。 今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
--------------------	--	---

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェュー株式会社 (電話 092-411-8867)



訂正部率100%保証を適用しています